

伊東市青少年健全育成活動応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う青少年の健全育成を推進するために行う活動（以下「青少年健全育成活動」という。）を行うものに対し、予算の範囲内において伊東市青少年健全育成活動応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象活動)

第2条 補助金の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、この要綱の趣旨に照らして市長が必要と認める活動であって、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める活動とする。ただし、営利を目的とした活動を除く。

- (1) 青少年応援活動 一年を通して行う活動であって、本市に住所を有する子ども（満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を対象とした青少年健全育成活動
- (2) 青少年交流活動 本市に住所を有する子どもが市外の子どものと交流することを目的とした活動

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条各号に掲げる活動を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務局を有しているもの
- (2) 1年以上の活動実績を有しているもの
- (3) 予算の編成及び決算の確定を明確に行っているもの
- (4) 市が行う他の補助金の交付を受けていないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 青少年応援活動 別表の左欄の市内に住所を有する子どもの数に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。
- (2) 青少年交流活動 活動に要した費用の1/2以内とし、5万円を限度とする。ただし、100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。

2 前項第2号の青少年交流活動に対する補助金は、1年度につき1回までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市青少年健全育成活動応援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（新規・変更）（第2号様式）
- (2) 収支予算書（新規・変更）（第3号様式）
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに伊東市青少年健全育成活動応援補助金交付額決定通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

(変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊東市青少年健全育成活動応援補助金変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 活動計画書（新規・変更）（第2号様式）
- (2) 収支予算書（新規・変更）（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象活動を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊東市青少年健全育成活動応援補助金完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（第7号様式）
- (2) 収支決算書（第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊東市青少年健全育成活動応援補助金確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象者としての要件を欠くこととなったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

青少年応援活動

市内に住所を有する子どもの数	補助金の額
	円
5人以下	15,000
6人以上10人以下	30,000
11人以上15人以下	45,000
16人以上20人以下	60,000
21人以上30人以下	90,000
31人以上50人以下	150,000
51人以上75人以下	200,000
76人以上100人以下	250,000
101人以上	300,000